

消費者保護のための法整備を求める意見書

先の第百五十九回通常国会において、改正消費者基本法が成立しました。この法律は、三十六年ぶりの大改正となるもので、消費者問題が多様化、複雑化する中で、消費者が真の主役となり、適切な意思決定を行えるような環境を整備する必要があります。その意味で、「消費者の権利」の確立を柱とした消費者基本法が成立し、施行される意義は極めて大きいものがあります。

今、欠陥商品や悪徳商法等の被害などについて、不特定多数の消費者に代わって一定の消費者団体が損害賠償等を求める消費者団体訴訟制度は、消費者の権利を守る重要な手段として、ドイツで制度化・普及し、EU（欧州連合）加盟国や、タイ、インドなどアジア諸国へも広まっています。規制緩和の進む我が国においても、明確なルールの下での自由な経済活動を保障しつつ、各種の係争の司法的解決をめざす「事後チェック型社会」へと移行していく中で、消費者団体訴訟制度の必要性が指摘されています。

よって、江戸川区議会は、国会及び政府に対し、我が国の消費者の視点に立ち、左記の消費者保護法制等の整備を早期実現することを強く要望します。

記

- 一 消費者団体訴訟制度の早期導入を図るとともに、国民生活センター等の機能強化及び電話相談のダイヤル一元化等を推進し、関連する制度・施策の確立を急ぐこと。
- 二 近年の架空請求・不当トラブルが社会問題化している現状から、携帯電話・預金口座の不正利用防止策をはじめ、その対応に関係省庁が一体となって早急に取り組むこと。

以上、地方自治法第九十九条の規定により、意見書を提出します。

平成十六年十月十九日

江戸川区議会議長 八武崎 一郎

衆議院議長・参議院議長・内閣総理大臣 あて